

企画競争説明書

業務名称：ネパール国タライ東部地区灌漑施設改修計画準備調査

案件番号：20a00016

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年2月5日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年2月5日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ネパール国タライ東部地区灌漑施設改修計画準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
 - 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年4月 ～ 2021年3月

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プ

ロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
 - 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
 - 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件
当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。
- 1) 全省庁統一資格
令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
 - 2) 日本登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除
利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。
具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
(例：特定の排除者はありません。)
- (4) 共同企業体の結成の可否
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし、共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。
また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認
競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年2月12日 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りして
います。

- (3) 回答方法：2020年2月17日までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年2月21日 12時

- (2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。（現地要員（現地語通訳、作業員等）も別見ともりとする）
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - a 「第4 業務実施上の条件 5. 現地再委託
(1) 自然条件調査
(2) サイト状況（ベースライン）調査
(3) 環境社会配慮調査
に係る経費
 - b 「第4 業務実施上の条件 6. 現地傭人」に係る経費

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) NPR 1 = 0.96723 円
- b) US\$ 1 = 109.122 円
- c) EUR 1 = 120.121 円

- 5) その他留意事項
なし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／灌漑排水施設計画設計（1）
 - b) 灌漑排水施設計画設計（2）
 - c) 水路横断橋計画設計（1）

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 12.5 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点

40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年3月18日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週ンを過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達最適化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政

府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html）

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：灌漑排水・水路横断橋の設計、積算にかかる業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「**業務管理グループ制度と若手育成加点**」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／灌漑排水施設計画設計（1）
- 灌漑排水施設計画設計（2）
- 水路横断橋計画設計（1）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／灌漑排水施設計画設計（1））】

- a) 類似業務経験の分野：灌漑排水施設の OD, DD, SV, FS
- b) 対象国又は同類似地域：ネパール国及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 灌漑排水施設計画設計（2）】

- a) 類似業務経験の分野：灌漑排水施設計画設計 OD, DD, SV, FS
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 水路横断橋計画設計（1）】

- a) 類似業務経験の分野：水路横断橋の設計業務
- b) 対象国又は同類似地域：ネパール国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／灌漑排水施設計画設計（1）</u>	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／</u>	()	(11.00)
ア) 類似業務の経験		4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		2.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(4.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>灌漑排水施設計画設計（2）</u>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>水路横断橋計画設計（1）</u>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ネパール連邦民主共和国の農業は、就労人口の約3分の2が従事し、GDPの30%を占める基幹産業である。世銀が定める貧困ライン以下の人口のうち約8割は農業セクターに従事していることから、農業・農村開発を通じた農家の所得向上は当国の貧困削減や国内格差解消に向けた重要な課題解決において重要である。

当国国土の約83%が丘陵・山岳地域であり、残り17%の国土を占め、インド国境沿いに東西に延びるタライ平野は、人口の約50%が居住している。タライ平野は、肥沃な土壌、日射・降雨条件や水資源に恵まれ、国内生産量のうち米は79%、小麦は64%、野菜は58%を生産する国内随一の農業地域である（2016/17年度ネパール農業統計情報）。

同地域の農業生産を支えるのは、当国政府が整備した灌漑施設であるが、施設の多くは老朽化し灌漑機能が低下し、灌漑面積が限定的となっている。加えて洪水・干ばつ等の災害により生産量は不安定であり、同地域の農業生産量を維持・増進させるには、灌漑施設の修復により通年灌漑面積を拡大することが必要である。当国政府の「農業開発戦略」（2015-2030）では、既存施設を含む灌漑施設の改善や水管理の改善を通じた灌漑面積の拡大により、農業生産性の向上が目指されている。タライ平野には大規模灌漑システムが25カ所あり、総面積は約33万haである。このうち、エネルギー水資源灌漑省灌漑水資源管理局は、管轄する灌漑システムの維持管理費及び改修費等に年間6.1億ルピー（2019/20年度）の予算を計上し、改修等を進めているが、予算規模や改修・修繕技術が不十分であることから、十分な改修等が実施できていない。

タライ平野東部に位置するサブタリ郡チャンドラナハル灌漑地区は、灌漑面積が1万haを超え、受益世帯数は3.5万世帯と、タライ平野の大規模灌漑システム25カ所のうち2番目に多く、重要な灌漑地区である。同灌漑地区がタライ地域の生産力向上に与えるインパクトは高いものの、1927年に整備された施設のため、深刻な老朽化問題を抱えており、当国政府から施設改修への協力が求められている。

2. 事業概要

(1) 目標：

チャンドラナハル灌漑地区における既存灌漑施設の改修が実施されることにより、農業生産性の向上に寄与する。

(2) プロジェクト内容

1) 我が国への要請内容

【施設】 幹線用水路部サイホン（計8カ所）、幹線用水路横断排水サイホン（計約20カ所）、水路横断橋（計約50カ所）の改修

注）幹線用水路横断排水サイホンと水路横断橋の位置、個所数の詳細については調査で確認する。

【コンサルティング・サービス】 詳細設計、入札補助、施工監理等

【ソフトコンポーネント】 灌漑用水管理に係る水利組合の能力強化

2) 相手国側の投入計画

本無償金協力で実施される施設についての運営管理に係る予算など、本調査で改めて確認する。

(3) プロジェクトサイト

タライ平野東部 サブタリ郡チャンドラナハル灌漑地区（10,500ha）

(4) 関係機関

実施機関：エネルギー水資源灌漑省水資源灌漑局（Department of Water Resources and Irrigation, Ministry of Energy, Water Resources and Irrigation）

(5) 受益者

直接受益者：灌漑地区農家約35,000戸（農民数詳細については、調査で確認する。）
間接受益者：農産物消費者

3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「タライ東部地区灌漑施設改修計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。原則、現地調査において、JICAがネパール国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針および留意事項：

(1) 調査の事前準備

本プロジェクト対象地域では、これまでに複数の関連調査を行っている。本準備調査開始に先立ち、これら先行調査で得られた情報や調査による計画内容を十分理解し、効率的に調査を行うこと。関連の調査及びプロジェクト等は次のとおりである。特に下記2)の予備調査では、チャンドラナハル灌漑地区に特化した基礎情報や既存施設の情報収集を行っていることから、本件のスコープ検討にあたっては本資料の記載内容を十分理解しておくことが求められる。

- 1) ネパール連邦民主共和国 タライ平野灌漑システム維持管理支援にかかる情報収集・確認調査（2016年10月）
- 2) タライ平野灌漑施設改修予備調査（2019年9月）

(2) 計画内容の確認

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席してJICAが開催する会議に参加し、会議を開催して、随時関係者と内容を確認・協議する。

(3) 自然条件調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、同灌漑地区において、別紙1に示す自然条件調査を行う。本件については、現地再委託にて実施することを認めることとし、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

【概略設計調査における調査】（詳細は後述の閲覧資料を参照のこと。）

調査項目	内容
地形測量	幹線用水路(サイホン部を含む)、幹線用水路横断排水サイホン部、水路横断橋部 及びその周辺
地質調査	幹線用水路サイホン部、幹線用水路横断排水サイホン部、水路横断橋部
構造物調査	構造物インベントリー

(4) 施設計画

土木施設計画の内容・仕様・規模等は、取水から末端までの灌漑システム全体の現況（用水量（季節変動を含む）、主要施設の機能等）をレビューし、施設建設時（1927年）の計画・設計条件や期待された施設機能と現況の相違点・課題等を確認した上で検討することとする。計画サイトにおける営農形態、農産物の流通状況、農民組織等、自然条件以外の

社会的情報も十分分析し、費用対効果、施設完成後の展望、運用経費、維持管理の容易性、施設利用者にとっての利便性、環境社会影響等を踏まえ最適の計画とする。また、施設計画では、施設の破損状況や重要度などを基準に「施設更新の優先順位付け」を行うこととする（特に水路横断橋）。

(5) 運営維持管理体制

計画施設の運営・維持管理体制については、頭首工、幹線水路などの基幹施設は政府が、2次水路以降は水利組合グループが管理の責任を負っている。予備調査において水路の維持管理が十分でないことが確認されており、政府と水利組合が連携した施設管理体制が十分に構築されていないと懸念される。調査では、各組織の人員体制、人材の能力、財政状況（水利組合の財務体制（水利費等の徴収状況）含む）を評価・確認するとともに、監督官庁であるエネルギー水資源灌漑省による運営モニタリング体制や補完的な支援体制についても確認し、運営維持管理方法、必要な人員体制、収支計画を慎重に検討する。

また、ジャパ郡のカンカイ灌漑地区で技術協力プロジェクトが開始されることから、同地区の状況を把握し、本プロジェクトで開発される予定の政府と水利組合による水管理・施設維持管理モデルを、本事業対象地区に適用できるか検討し、そのうえで本計画にて必要なソフトコンポーネントを計画する。

以上の点を踏まえた上で、ネパール国側に適切な維持管理に関する提言を行う。

(6) 環境社会配慮

1) 本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、JICA環境ガイドライン（2010年4月））に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、現時点ではカテゴリBに分類されている。本調査において、JICA環境ガイドライン（2010年4月）に基づき詳細を確認し、必要な手続きを行う。また、サイホン改修のための代替水路建設による、用地取得の要否についても確認すること。

2) チャンドラナハル灌漑地区の幹線水路の一部はコシ・タップラムサール湿地及びコシ・タップ野生動物保護区に隣接する。JICA環境ガイドライン（2010年4月）では、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」ことを規定しており、本プロジェクト対象地域が同指定地域に該当するか否か確認すること。該当する場合、このような地域でのプロジェクト形成は下記の条件全てが満たされる場合に限られるため、併せて出来るだけ早期に確認を行うこと。

- ①政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域（以下「同地域」）以外の地域において、実施可能な代替案が存在しないこと。
- ②同地域における開発行為が、相手国の国内法上認められること。
- ③プロジェクトの実施機関等が、同地域に関する法律や条例、保護区の管理計画等を遵守すること。
- ④プロジェクトの実施機関等が、同地域の管理責任機関、その周辺の地域コミュニティ、及びその他適切なステークホルダーと協議し、事業実施について合意が得られていること。
- ⑤同地域がその保全の目的に従って効果的に管理されるために、プロジェクトの実施機関等が、必要に応じて、追加プログラムを実施すること。

また、同地区はKBA(Key Biodiversity Area)に含まれると考えられる。JICA環境ガイドライン（2010年4月）では、「プロジェクトは重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または劣化を伴うものであってはならない」としており、本プロジェクト対象地域が「重要な自然生息地」に該当するか否か確認すること。「重要な自然生息地」以外において実施可能な代替案が存在しないことを確認した上で、プロジェクト形成を行う場合には、以下の全ての項目が満たされる必要があるため、併せて出来るだけ早期に現地専門家等を通じ確認を行うこと。

- ①「重要な自然生息地」に存在するような生物多様性の価値、ならびに、生態系の主要な機能に重大な負の影響をもたらさないこと。
- ② 合理的な期間にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に純減をもたらさないこと。国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature: IUCN)のレッドリストにおいて「絶滅危惧種(Threatened)とされるもののうち「絶滅危惧IA類(CR)」及び「絶滅危惧IB類(EN)」に該当する種、もしくは相手国の制度上の分類で、左記分類に該当する種。
- ③上記①及び②について、効果的で長期的な緩和策及びモニタリングが実施されること。なお、保護指定地域や「重要な自然生息地」に該当する場合には、カテゴリAとなることがある。案件実施に係るネパール側承認に際しては、環境評価に係る法令・手続を確認し、必要に応じて側面支援を行うこと。

3) 改修工事中に灌漑水が使えず影響を受ける農民の有無を調査し、影響がある場合はその回避/緩和策を検討する。なお本検討に際しては工期の変動による影響も考慮する。

(7) 先方負担事項の確認

公租公課、免税措置、ならびにその他の先方政府負担事項については、その実施の手順及びスケジュールを含めて調査・確認し、実施可能性を判断した上で、先方政府と合意するものとする。

(8) 既存資料の活用

(1)に記載のとおりであるが、各種報告書等の既存資料を参考にし、効率的な調査を行う。(第3 業務実施上の条件に示す閲覧資料を参照のこと。)

6. 調査内容

現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等(国内作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む)をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

(1) 国内事前準備

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

総括・計画管理団員に協力し、インセプション・レポート(我が国無償資金協力スキーム、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担など)を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

(3) プロジェクトの妥当性・協力範囲の再確認

- 1) ネパールにおける開発計画及び農業開発計画、先行調査等の結果をレビューし、本計画の背景、位置付けを再確認する。
- 2) 前項におけるレビューにより、自然条件、社会経済条件等の客観的データを収集した上で、本計画の妥当性及び協力範囲を検討・整理する。
- 3) 無償資金協力の効果に係る評価ならびに評価指標の策定のためのベースライン調査を実施する。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクトの実施機関の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する

(5) 他ドナー・機関の援助動向の調査

対象地域における他ドナーの関連プロジェクトの実績、現況を確認し、本調査実施の参考にする。

(6) サイト状況（ベースライン）調査

対象サイトの灌漑施設の利用状況、具体的には、対象灌漑地区の上流、中流、下流各1か所の二次水路ブロックを対象に配水（灌漑水の過不足の状況）を調査する。また、水利組合の活動、営農（栽培面積、栽培作物、単収）、経済社会状況（農家の収入、家族構成等）についてサンプル調査に基づき明らかにする。これらは現地再委託を可とする。

(7) 気候リスク評価

「気候変動対策支援ツール（適応策）：気候リスク評価・適応策検討のガイダンス（2019年9月に改定）」を参考に、協力準備調査にて、先方政府とともに、気候リスク評価（曝露、ハザード、脆弱性、気候リスク、適応オプションの検討）を実施し、評価結果の要約を作成する。

(8) 自然条件調査

概略設計に必要な自然条件調査（地形、地質、水文等）を実施し、施設設計と施工方法を検討する上で必要な分析を行う。実施が必要と考えられる調査項目は別紙1「自然条件調査仕様書」に記載のとおりであるが、具体的な細目（調査項目、調査内容、使用、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルにて提案することとする。なお、これらについては、当該業務の経験・知見を豊富に有する現地の関係機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを予定している。

その他、配慮すべき自然条件を確認し、設計・施工方法に反映させる。

(9) 事業計画案の策定

灌漑面積・施設規模等を確定し、現実的な用水計画及び営農計画を含む事業計画（案）を策定する。

(10) 施工計画の策定

関連する建設・建築法規の内容、労務状況、サイトまでのアクセス状況、気象等自然条件の影響を調査し、最も効率的かつ経済的な施工計画を策定する。

(11) 環境社会配慮調査（重要な環境社会影響項目の予測、評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成、必要に応じ簡易住民移転計画案の作成）

JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案（モニタリングフォーム案を含む）の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB 案件報告書執筆要領」を参照する。また、ネパール側と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン（2010年4月）の環境チェックリスト案を作成する。

1) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

イ 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

a) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等

b) JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法

c) 関係機関の役割

ウ スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

- エ 影響の予測
- オ 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
- カ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- キ 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- ク 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討

2) JICA環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下ア～シのとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も機構へ提出する。本プロジェクトのためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA環境ガイドライン(2010年4月)と乖離がある場合、その解決策を提案する。

- ア 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- イ 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ウ 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- エ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- オ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- カ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- キ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ク 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- ケ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- コ 費用と財源
- サ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- シ 社会的弱者¹や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等々のフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(12) 技術支援計画の策定

本計画の成果達成のために最も適したソフトコンポーネントの内容を検討する。なお、カンカイ灌漑地区で実施中の灌漑農業の改善を目的としたJICA技術協力プロジェクトの成果をチャンドラナハル灌漑地区に普及する計画があるため、同地区の状況を視察・把握した上で、当該技術協力との重複を避けつつ、本計画で整備される灌漑施設の維持管理に必要なソフトコンポーネントとの内容を検討し、提案する。

¹ 例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、こども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

(13) ジェンダーへの配慮項目確認

- 1) ジェンダー主流化に係る以下項目を確認・分析し、結果を事業計画に反映する。
 - ア ネパール農業セクターの法制度、政策、方針等におけるジェンダー関連事項
 - イ 対象地域の営農における男女の役割分担や、男女別のニーズ及び課題別
 - ウ 類似案件におけるジェンダー視点からの成果、課題、教訓
 - エ 定性的指標の男女別データ収集
- 2) 灌漑施設の改修整備工事において、以下のような取組が可能か併せて検討する。
 - ア 非熟練労働者雇用に占める女性割合の設定（全雇用の内女性を30%等）
 - イ 男女同一賃金の徹底
 - ウ 女性労働者用ファシリティ（トイレ・シャワー・更衣室）への配慮

(14) プロジェクト内容の計画策定

これまでの調査結果及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。なお、本方針については、現地調査終了前に方針（案）として取り纏め、先方と基本的な方向性を確認する。

2) 基本計画

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。なお、計画サイトの位置に関しては、先行調査等で確認された地点を基準とするが、自然条件調査等を元にその妥当性を検証する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ① 施工方針/調達方針
- ② 施工上/調達上の留意事項
- ③ 施工区分/調達・据付区分（先方負担工事との区分）
- ④ 施工監理計画/調達監理計画
- ⑤ 品質管理計画
- ⑥ 資機材等調達計画
- ⑦ ソフトコンポーネント計画
- ⑧ 実施工程

(15) 相手国負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

(16) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税

(VAT等)、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地JICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点でJICA事務所と協議し、JICA事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ずJICA事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

(17) 運営・維持管理体制にかかる調査および維持管理計画の策定

- 1) 本計画施設の維持管理計画・体制および人員確保の計画を確認するとともに、その妥当性を検討し、必要に応じてネパール国側に提言を行う。また、本計画施設の維持管理運営に必要となる費用（水利組合からの徴収費用含む）、負担区分を検討・明示し関係者の合意を得る。
- 2) 本計画施設の運営・維持管理に係る運営計画及び施設利用計画の策定等、技術支援の必要性を確認する。
- 3) 施設改修にあたってサイト内での農業従事者に与える影響を調査し、関係者が改修後施設に適応できるよう施設計画策定時に配慮する。

(18) プロジェクトの概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

- 1) 準拠ガイドライン
具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。
- 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討
概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。
- 3) 事業費等のドナー比較
事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手する。
 - ① 実施時期
 - ② 事業費（総事業費及び内訳）
 - ③ 概略の仕様
 - ④ 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
 - ⑤ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
 - ⑥ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）
- 4) 予備的経費
本案件に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。
 - ① 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
 - ② 工事量変動にかかるリスク
 - ③ 自然条件にかかるリスク（洪水等）
 - ④ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
 - ⑤ 治安状況にかかるリスク

(19) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(20) プロジェクトの評価/事業効果（インパクト）の測定

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

(21) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(22) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(23) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業（OCAJI等の業界）へ事業概要、サイトの状況自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合にはJICAと対応を協議する。

(24) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をネパール政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(25) 準備調査報告書等の作成

ネパール政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(10)を成果品とする。

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文3部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文3部
: 英文5部 |
| (3) 第1次現地調査結果概要 | : 和文3部 |
| (4) 現地調査結果概要 | : 和文3部 |
| (5) 準備調査報告書（案） | : 和文3部
: 英文5部 |
| (6) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文2部 |
| (7) 概要資料 | : 和文1部及びCD-R1枚 |

- (※完成予想図を含む。)
- (8) 準備調査報告書 : 和文(製本版) 8部及びCD-R 1枚
 (※完成予想図を含む。) : 英文(製本版) 11部及びCD-R 1枚
 : 和文(簡易製本版) 2部及びCD-R 1枚
- (9) デジタル画像集 : CD-R 2枚(デジタル画像40枚程度)
- (10) 進捗報告書の初版 : 英文3部
- (11) 免税情報シート : 和文2部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (6) については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2010年6月)」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

準備調査報告書の仕様(印刷・製本及び電子化の仕様)は、「無償報告書ガイドライン」に定める内容に従うものとする。

準備調査報告書(和文:簡易製本版)については、製本版にて概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っていることから、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として作成する。

デジタル画像集の収録内容については、全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの(既存施設及び周辺の状態、地形等)、②類似案件の状況(先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等)、③現地の生活状況(学校での授業風景、水汲みの現状等)を収め、無償資金による事業が完了するタイミングでの施設建設状況との対比を行うことを想定し、既存施設あるいは建設予定地等の状況が明瞭となる写真を撮影する。なお、提出にあたっては、写真はjpgのファイル形式でCD-Rに格納し、所定の様式により「デジタル画像記録表」と併せて提出する。

第4 業務実施上の条件

1. 調査実施スケジュール

2020年4月上旬より国内事前準備を開始し、2020年4月中旬より現地調査を行う。現地調査中より国内解析を開始し、2020年7月中旬までに設計・積算方針会議を実施する。その後2020年9月上旬までに概略事業費積算を行い、2020年11月上旬に概略設計概要説明、2020年12月上旬までに準備調査概要資料を、2021年2月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

調査実施スケジュール案（全体）

	2020年										2021年	
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
事前準備		<input type="checkbox"/>										
現地調査												
					▲設計・積算方針会議							
国内解析					[]							
概略設計概要説明												
準備調査概要資料										▲		
報告書提出												▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：

全体：約 24M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任者/灌漑排水施設計画設計(1) (2号)
- 2) 灌漑排水施設計画設計(2) (3号) (語学力・対象国経験評価せず)
- 3) 水路横断橋計画設計(1) (3号)
- 4) 水路横断橋計画設計(2)
- 5) 営農/水管理
- 6) 施設維持管理/組織運営 (水利組合、政府管理事務所)
- 7) 施工計画/積算
- 8) 環境社会配慮

* 調査団員構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 貸与資料・配布資料・閲覧資料

本業務に関する以下の資料はJICA農村開発部第3チーム (rdga2@jica.go.jp) にて配布します。配布を希望する場合、JICA農村開発部第3チーム (rdga2@jica.go.jp) までメールでご連絡ください。

「タライ平野灌漑施設改修予備調査報告書」

「カテゴリB案件報告書執筆要領」 (本案件受注者への貸与資料)

以下はJICA図書館にて閲覧可能です。

「ネパール連邦民主共和国 タライ平野灌漑システム維持管理支援にかかる情報収集・確認調査」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031781.html>

4. JICA等からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

(1) 現地調査

- 1) 団員構成：(a) 業務主任者 (JICA)
- (b) 計画管理 (JICA)

2) 調査行程：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、ミニッツを取りまとめる(約10日間)

(2) 概略設計概要説明

- 1) 団員構成：(a) 業務主任者 (JICA)
- (b) 計画管理 (JICA)

2) 調査行程：

概略設計概要書について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる(約7日間)。

5. 現地再委託

(1) 自然条件調査

別紙(自然条件調査仕様書)にて現地再委託を可としている調査項目について、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。なお、現地再委託で調査を実施する場合には、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2012年4月)に則り選定及び契約を行うこととし、調査方法の妥当性および調査結果の質の確保に十分に留意すること。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。これらについては、別見積りとする。

(2) サイト状況(ベースライン)調査

本プロジェクトの成果のベースラインとなるサイト状況調査の実施(サンプル調査)の再委託を可とする。経費は別見積りとする。

(3) 環境社会配慮調査

環境社会配慮調査の実施について再委託を可とする。経費は別見積りとする。

(4) 留意事項

コンサルタントは再委託する業務の精度・品質について責任を負うものとする。特に測量の精度は事業費の設定に影響することから、適切かつ十分な調査が求められるところ、再委託業務にかかる精度・品質管理方針、方法について、プロポーザルにて説明すること。

6. 現地庸人

現地における業務支援要員(現地語通訳含む)の活用を認める。妥当性が認められれば上記(1)～(3)の現地再委託との併用も認める(別見積りとする)。

7. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトが我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実

施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2013年11月版）の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括（JICA）団員滞在期間中原則として総括（JICA）団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) スケジュールを鑑み、国内解析及び概略設計概要説明（現地調査）双方に対応可能な体制とすること。

(4) 安全への配慮

ネパール国の治安は比較的安定しているが、機構事務所との連携を密にし、通信手段の確保等安全確保には最大限の注意を払う。

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAネパール事務所、在ネパール日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出する。

本事業は、施工時の安全対策上の注意が特に必要な案件であり、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA建設工事安全管理ガイドンス」（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて準備調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針に留意するとともに、ネパール国の他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

以 上

自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量

【目的】灌漑排水施設、水路横断橋の計画設計を行うために必要な地形の情報を把握する。

【内容】

- 平板測量：幹線用水路サイホン部（計8カ所）、幹線用水路横断排水サイホン部（計約20カ所）、水路横断橋部（計約50カ所）及びその周辺
- 水路路線測量：幹線用水路（計8カ所のサイホン部を含む）
- 水路路線測量の結果は、水理シミュレーションに基づいた幹線用水路サイホン部の計画設計（位置、形状、設置高などの決定など）に活用する。またサイホン改修後、全ての2次水路に適切に配水できるかの検証も水理シミュレーションを通して行うこと。
- 幹線用水路横断排水サイホン部路線測量：サイホン部の上下流を含む、計約20カ所
- 道路横断橋部路線測量：取り付け道路部を含む、計約50カ所
測量は、地上測量の他、UAVによる測量（併用も含め）も可とする。基準点測量を複数箇所で行う等して十分な精度を確保する事。

(2) 地質・土質調査

【目的】主要構造物サイトの地質・土質の把握・確認を行う。

【内容】試掘調査、ボーリング調査など：幹線用水路サイホン部（計8カ所）、幹線用水路横断排水サイホン部（計約20カ所）、道路横断橋部（計50カ所）

(3) 気象・水文調査

【目的】表流水源の利用可能量（平時、渇水年、洪水年）を見極めるとともに、灌漑用水量と計画灌漑面積の妥当性を検討する。なお、本調査においては先行調査結果の再評価を主たる目的とする。

【内容】

- 河川水量及び水質データの収集・分析
- 気象データの収集・分析